

指定管理者が行う業務仕様書Ⅱ

(大和市都市公園条例規定施設)

つきみ野野球場（園地・駐車場を含む）

大和スタジアム

宮久保野球場（園地・駐車場を含む）

宮久保スポーツ広場

(施設の概要及び管理の基準は、「指定管理者が行う業務仕様書Ⅰ」を参照)

平成27年7月

大和市環境農政部

目 次

1 つきみ野1号公園	
(1) つきみ野野球場	
① つきみ野野球場グラウンド整備業務仕様書	1
(2) 園地・駐車場	
① つきみ野1号公園管理業務仕様書	2
2 大和スタジアム	
① 大和スタジアム清掃業務仕様書	7
② 大和スタジアム設備管理業務仕様書	12
③ 大和スタジアム年間保守管理業務仕様書	14
④ 大和スタジアム管理業務仕様書	18
⑤ 大和スタジアム夜間警備業務仕様書	19
⑥ 大和スタジアムエレベータ保守点検業務仕様書	21
⑦ 大和スタジアム自動ドア保守点検業務仕様書	27
⑧ 大和スタジアムシャッター保守点検業務仕様書	28
⑨ 大和スタジアムスコアボード保守点検業務仕様書	29
⑩ 大和スタジアム防球ネット保守点検業務仕様書	30
⑪ 大和スタジアム放送設備保守点検業務仕様書	31
⑫ 大和スタジアム散水装置保守点検業務仕様書	35
⑬ 大和スタジアム夜間照明灯保守点検業務仕様書	36
⑭ 大和スタジアムポンプ類保守点検業務仕様書	37
⑮ 大和スタジアムラバーフェンス保守点検業務仕様書	38
⑯ 大和スタジアム人工芝保守点検業務仕様書	39
3 宮久保公園	
(1) 宮久保野球場	
① 宮久保野球場グラウンド整備業務仕様書	40
② 宮久保野球場管理業務仕様書	41
(2) 園地・駐車場	
宮久保公園管理業務仕様書	42
4 宮久保スポーツ広場	
① 宮久保スポーツ広場グラウンド整備業務仕様書	47
② 宮久保スポーツ広場管理業務仕様書	48

①つきみ野野球場グラウンド整備業務仕様書

1. 業務の場所

(1) つきみ野野球場

2. 業務の内容

グラウンドの土質改良、整地、転圧、不陸修正、軽作業等

3. 業務日時

1月6日から3月31日までの期間内で整備予定表を作成のうえ行う。

時間：午前8時30分から午後5時までの範囲内

4. 業務の実施にあたり、火災その他事故の発生がないよう十分注意すること。

①つきみ野1号公園管理運営業務仕様書

1 業務内容

指定管理者の行う業務は、公園全体の運営業務及び公園施設・園地の点検、整備、清掃等の維持管理業務です。

2 運営業務

スポーツ・レクリエーションなど、公園がもつ様々な機能を十分に発揮させ、市民が利用しやすいようにサービスを向上させるものです。

(1) 園地の運営について

①巡回、巡視

- ・公園内の防犯上又は安全を確保するため、定期的な巡視・巡回を行うこととします。巡視・巡回にあたっては、定期に行うとともに、利用者への安全を図るために犬の放し飼いの注意等には十分に気を配って行ってください。

②光熱水費等

- ・運営上必要となる光熱水費、電話料金等は指定管理者の負担となります。

③拾得物・残置物の処理

- ・拾得物は拾得物台帳を作成し、所轄の警察署に届けること。
- ・園内に残置された自動車、自転車で持ち主が不明であり、明らかに廃棄物と判断されるものについては一定期間保管した後処分すること。
- ・廃棄したものかどうか疑わしい場合は一定期間、撤去要請の告示（張り紙）をした後所有者が不明の場合に処分する。
- ・園内に不法に放置されている車両については、所有者確認・撤去指導等必要な処理を行い、処理については都市公園法に準拠して実施すること。

④緊急対応体制の確立

- ・事故や災害などに迅速かつ的確に情報を伝達するとともに対応できる態勢を確立すること。
- ・利用者の健康と安全に細心の注意を図ること。
- ・退場時は、厳重な注意を払い、事故及び盗難防止のため火気の始末及び施錠を行うこと。
- ・事故が発生した場合は被害者の救済、保護などの必要な応急措置を講じるほか、二次災害の発生防止に努め、状況に応じ市及び関係官公署に連絡するなど適切な措置を講じ、事故発生後7日以内に書面で市に報告を行うこと。
- ・火災その他不可効力の発生により施設等が危険にさらされ又はさらされるおそれがあるときは、速やかに利用者等を安全な場所に避難させ、施設の休場等の措置をとるとともに、市及び関係官公署に連絡するなど適切な措置を講じ、事故発生

後7日以内に書面で市に報告を行うこと。

- ・各種気象警報が発令された場合、速やかに施設内点検を実施し、状況を把握した上、事故や災害を防止するための対策を講じること。
- ・施設及び備品の滅失又はき損その他重大な事故が発生したときは、速やかに市へ連絡を行い、事故発生後7日以内に事故発生等報告書により報告すること。

⑤閉鎖時の周知

- ・臨時休業等やむを得ず閉鎖する時は、利用者及び関係者・関係機関等に事前連絡の上適切なる周知を図ること。

⑥市民要望等の対応

- ・市民要望等の受付簿を作成し、要望内容の改善に努めること。

⑦利用者への指導、事故の防止

- ・危険な行為による事故の防止や他の利用者への迷惑行為の防止のために利用状況を適宜把握し、必要に応じて利用指導を行うこと。

⑧盲導犬、介助犬の扱い

- ・身体障がい者が利用する場合において、原則として身体障がい者盲導犬、介助犬を同伴することを拒んではいけない。

⑨ホームレスの取り扱い

- ・ホームレスが起居の場所として使用し、一般の利用者の適正な利用が妨げられている場合は、関係機関と協力して必要な措置を取ること。

⑩公園園地の占用許可、使用許可は大和市が行う。

(2) 有料施設の業務等について

①受付業務

②利用料金徴収業務

- ・帳簿等を用いて、当日の利用料金収入を整理すること。

③利用料金の免除

- ・大和市都市公園第39条の規定に基づき、利用料金の全部又は一部を免除することができます。詳しくは、大和市都市公園条例及び同施行規則を参照すること。

④防犯・防火対策

- ・施設の出入り口門扉、トイレの施錠、開錠等の点検・確認及び鍵の適正な管理を行いました、退場時には特に火気の始末に留意する。
- ・消防設備の配置状況の把握、日常点検を行うとともに消防署の査察等がある場合は、立ち合いの上、必要な是正措置を講じる。
- ・災害時は市民の安全を確保し迅速かつ的確に避難誘導を行う。

⑤利用者指導・事故の防止等

- ・危険な行為による事故の防止や他の利用者への迷惑行為の防止のために使用状況を適宜把握し、必要に応じて利用指導を行う。

⑥入場制限

次のいずれかの一つに該当する場合は入場しようとするものを入場させずまた、入場者を退場させる事ができます。

- ・泥酔者
- ・伝染病の疾患であると認められるもの
- ・他人に危害を及ぼし又は他人の迷惑となる物品もしくは動物を携帯する者
- ・他人に不快感を与える恐れのある者
- ・この施設を利用することがその者にとって危険であると認められる場合

⑦休場日等の変更

- ・必要に応じ、市の承認を受けた上で、有料施設の休場日又は休場時間を変更することができます。この場合、指定管理者の責任において周知し、利用者からの問い合わせ等に応じられるようにすること。

※ 利用の受付、利用料金の収受、及びそれらに付帯する業務は、引地台野球場で行う。

3 維持管理業務

公園利用者が安心して施設を利用でき、快適かつ楽しく園地を利用できるように常にこれらを適正な状態に維持するものです。内容や回数等は別表の基本管理表に記載しています。

(1) 園地広場等

園地広場、施設については次の業務を行うこと。

- ・落葉時期は舗装園地や施設周辺を中心に定期にプロア一等による清掃を行うこと。
- ・風の強い日は、周辺の砂埃の飛散対策をして適宜散水を行うこと。
- ・定期に園地及び施設の巡視点検、清掃(ごみ拾い等)を行うこと。
- ・舗装等の凹凸や水溜りは隨時修復すること。
- ・隣地、道路に枝等が越境しないよう留意すること。
- ・植栽等が隣地または利用者に危害を加えるおそれのある場合については、市と協議の上対応すること。
- ・枯れ枝、病損枝、支障枝の除去及び整枝に留意し、樹木の健全な育成と景観のバランスを考慮し、管理すること。
- ・植え込み地等の除草を定期に行うこと。ただし、除草剤は極力しようしないこと。
- ・低木の刈り込みを適期に行うこと。
- ・植栽地における病害虫の発生状況の点検及び初期防除に努めることとし、発生の際は、極力薬剤散布によらない方法により対処すること。
- ・やむを得ず薬剤を散布する場合は、事前及び事後に利用者、近隣住民等へ周知し、周囲への飛散により健康被害を及ぼすことのないように最大限配慮すること。
- ・枯損植物、実生植物、枯れ枝、支障枝等は除去すること。
- ・新たな植栽を行う場合（花壇作りを含む）は、施設の趣旨及び雰囲気に合うもの

を選定すること。

- ・照明灯の不点、電気機械施設の故障等については速やかに修繕を行うこと。
- ・各種サイン、案内板などの板面清掃を定期に行うこと。
- ・トイレについては、日常的に施設の点検及び床面と便器等の衛生機器の洗浄清掃、消耗品も欠落しないように常に施設を清浄かつ正常に維持すること。また、施設の状況により日常清掃と定期清掃を適宜組み合わせて実施すること。
- ・ベンチ、テーブル、手すりの清掃を隨時行うこと。

5 その他

①管理報告書

- ・1日の業務内容(巡回・巡回、点検、修繕、清掃、その他維持管理作業、窓口運営等)や市民対応など特記事項を記した日報等を作成すること。

②施設簡易修繕

- ・塗装、漏水、ガラス破損、機器、建具調整等の簡易な修繕を行うこと。ただし、1件130万円(消費税及び地方消費税含む)以上のものは、別途協議のうえ大和市が負担する。

③ごみの分別処分

- ・園内から発生したごみは分別収集して処分すること。
- ・一般ごみ(可燃ごみ)、不燃ごみは、適正に搬出処分し、資源ごみ(ビン、缶、ペットボトル等)はそれぞれの回収と再利用を行っている処理業者に処分させること。
- ・刈草、剪定枝等については、再資源化施設に持ち込むものとし、マニフェストにより適切に管理すること

④注意報・警報等が発令された場合の対応

- ・荒天が予想される場合には事前に備品などの固定・収納を行うこと。
- ・荒天後は園内を巡視し、災害の有無を点検し、重大な事故がある場合には速やかに大和市に報告を行うとともに2次災害を引き起こさない処置を行うこと。
- ・光化学スモッグ注意報が発令した場合は、利用者に注意を喚起し、警告すること。

⑤用地の保全

- ・公園外周の境界杭や不法占用の有無等の状況を把握し、異常があった場合は隨時大和市に報告すること。

⑥ドクターへリへの対応

- ・本公園の野球場は、大和市指定のドクターへリ離発着場に指定されているため、連絡を受けた時は必要な対応をするものとします。

⑦ 協議

- ・指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議し決定すること。

つきみ野1号公園基本管理表

管 理 項 目		管 理 基 準			備 考
		対 象	規 模・単 位	年回数等	
巡回	日常巡回	園内及び施設	1 式	毎日	
	定期巡回	園内及び施設	1 式	1回／月	職員
	年末年始巡回	園内及び施設	1 式	6 日	
清掃	日常清掃	園内、道路沿い	1 式	2回／週	
		便所等	1 式	2回／週	
	ゴミ処分	ゴミ箱等	1 式	2回／週	
遊具	定期点検	遊具	1 式	1回／年	
樹木植栽等 公園全体の樹木 は約 340 本であ り、主なものを 右に記載する。	高木基本剪定	落葉樹	5 4 本	1回／年	
		常緑樹	1 5 本	1回／年	
		針葉樹	2 2 本	1回／年	
	中木基本剪定	落葉樹	6 4 本	1回／年	
		常緑樹	3 4 本	1回／年	
		針葉樹	1 9 本	1回／年	
	刈り込み機械	寄せ植え	1,565 m ²	1回／年	
		生垣	7 1 m	1回／年	

①大和スタジアム清掃業務仕様書

(1) 任務

大和スタジアムの美観を長年にわたり維持できるよう、総合的な清掃を行うことを任務とする。従事者は、常に清掃費の経済性を考え、計画的に作業を行うとともに、清掃効果を十分に發揮するように心掛けなければならない。

(2) 一般事項

- ① 定期作業については、完了報告書を作成し提出する。
- ② 建物の各資材の特性を十分検討の上、最適な清掃方法と資機材・洗剤・床維持材を使用する。
- ③ 作業にあたっては、なるべく建物利用者等の妨げとならないように注意する。
- ④ 借用した鍵は、慎重に取り扱い、業務を遂行するために必要な時間と場所に限って使用する。
- ⑤ 用水・電力の使用については、必要最小限にとどめ、特に照明は、作業終了次第直ちに消灯する。

(3) 清掃業務種別

日常清掃・定期清掃・不定期清掃

(4) 清掃範囲及び作業内容は、別紙清掃作業基準表による。

(5) 清掃作業日及び作業時間

① 日常清掃

ア 作業日 週 6 回（原則週 1 回月曜日が休館日）
イ 時間 8：00～17：00
(原則 12：00～13：00 は昼休みとする)

ウ 定期清掃 別紙定期清掃基準表による。

エ 不定期清掃 常に場内を見回り、必要に応じて行うものとする。

(6) 注意事項

- ① 作業は静粛に行うものとすること。
- ② 作業の為に使用する水を通行人、壁及び物品等に飛散しないよう十分注意すること。
- ③ 会議室等で鍵を使用する時は、職員の許可により使用すること。
- ④ 会議室等については、使用に支障のないよう常に状況をみて清掃すること。
- ⑤ 作業にあたり、移動した机、椅子等は必ず元の位置に戻しておくこと。
- ⑥ 作業の実施にあたっては、常に火災、盗難その他事故が発生することがないよう十分注意すること。
- ⑦ 作業後は、火災の恐れがないこと、窓、ドアなどの施錠を確認し、不要な灯火を消し退去すること。

清掃作業面積表

区分		材質	面積(m ²)	日常	定期
B 1	階段室	コンクリート	64.86	○	○
1階共用部	玄関ロビー	磁器タイル	212.13	○	○
	廊下	ウレタン舗装	321.70	○	○
	展示コーナー	ウレタン舗装	47.97	○	○
	通路(次試合控室)	ウレタン舗装	186.20	○	○
	選手用便所	ウレタン舗装	31.60	○	○
	湯沸室	ウレタン舗装	18.70	○	○
	関係者便所	磁器タイル	51.40	○	○
1階専用部	切符売場	ビニール床	14.90	○	○
	事務室	ビニール床	118.60	○	○
	会議室	ビニール床	97.90	○	○
	医務室	ウレタン舗装	32.20	○	○
	審判員控室	ウレタン舗装・畳	42.80	○	○
	審判員室	ウレタン舗装	16.50	○	○
	記録・放送室	ビニール床	29.70	○	○
	本部室	ビニール床	55.60	○	○
	役員室	ビニール床	18.50	○	○
	報道員・記者室	ビニール床	64.80	○	○
	選手更衣室	ウレタン舗装	344.00	○	○
	シャワー室	磁器タイル	36.20	○	○
	ダッグアウト	ウレタン舗装	86.20	○	○
	予備室	ウレタン舗装	16.30	○	○
2階共用部	作業員室	畳	28.30	○	—
	用具・整備員室	ウレタン舗装	16.30	○	—
	観客用便所	磁器タイル	239.80	○	○
2階専用部	身障者便所	磁器タイル	7.30	○	○
	展示室	コンクリート	58.80	○	○
	売店	コンクリート	11.50	○	—
	女子更衣室	ビニール床	123.20	○	○
	コンコース他	コンクリート	1,192.48	○	—
床面合計			2,345.58		
その他	窓ガラス		289.60	—	○

清掃作業基準表

(日常清掃 共用部)

区分	材質	清掃作業内容	回数
共用部	階段室	コンクリート 1. しだ箒で除塵する。	適
	玄関ロビー 展示室	磁器タイル 1. 床面を自在箒又は、ダスタークロス 2. 汚れのひどい部分は水拭きする。 3. 灰皿及び紙屑入れの内容物を処理し 4. 金属部分の清掃をする。 5. 出入口のガラスを拭き上げる。	1 1 1 1 1
	廊下 展示コーナー 通路（次試合控室）	ウレタン舗装 1. 床面は、ダスタークロス又は 真空掃除機で除塵する。 2. 床面の水拭きをする。	1 1
	選手用便所	ウレタン舗装 1. 床面を自在箒で除塵する。 2. 汚れのひどい部分は水拭きする。 3. 衛生陶器類は中性洗剤あるいは、 弱酸性洗剤を用いて洗浄する。 (タイルのみ) 4. 洗面台を清掃する。 5. ペーパー、水石鹼を補充する。 6. 紙屑入れ、汚物入れの内容物を処理す る。 7. 腰壁、ドア、間仕切りの拭き清掃をす る。	1 1 1 1 1 1 1
	湯沸室	ビニール床 1. 床面を自在箒で除塵し水拭きをする 2. 紙屑、茶殻等を処理する。	1 1
	関係者便所 観客用便所 身障者便所	磁器タイル 1. 床面を除塵する。 2. 汚れのひどい部分は水拭きする。 3. 衛生陶器類は中性洗剤あるいは、 弱酸性洗剤を用いて洗浄する。 (タイルのみ) 4. 洗面台を清掃する。 5. 紙屑入れ、汚物入れの内容物を処理す る。 6. 腰壁、ドア、間仕切りの拭き清掃をす る。	1 適 1 1 適 1

(日常清掃 専用部)

区分	材質	清掃作業内容	回数	
専用部	切符売場 事務室 会議室 記録・放送室 本部室 役員室 報道員・記者室 女子更衣室	ビニール床	1. 床面は、ダスタークロス又は、 真空掃除機で除塵する。 2. 床面の水拭きをする。 3. 灰皿及び紙屑入れの内容物を処理し 容器を清掃する。 4. 腰壁、ドア、間仕切りの拭き清掃をす る。 5. 机上の清掃をする。	1 1 1 1 1 1 1 1
	医務室 審判員控室 審判員室 選手更衣室 ダッグアウト 予備室 用具・整備員室 売店 コンコース他	ウレタン舗装	1. 床面は、ダスタークロス又は真空掃 除機で除塵する。 2. 床面の水拭きをする。 3. 灰皿及び紙屑入れの内容物を処理し容 器を清掃する。 4. 腰壁、ドア、間仕切りの拭き清掃をす る。 5. 机上の清掃をする。	1 1 1 1 1 1 1 1
	シャワー室	磁器タイル	1. 排水口の除塵。 2. 床面の洗浄と拭き上げ。 3. 壁面の洗浄と拭き上げ。 4. カラン及びホースの洗浄と拭き上げ	1 1 1 1
	作業員室	畳	1. 座敷簾又は自在簾で除塵する。 2. 床面の水拭きをする。 3. 灰皿及び紙屑入れの内容物を処理し 容器を清掃する。 4. 腰壁、ドア、間仕切りの拭き清掃をす る。	1 1 1 1

定期清掃基準表

材質等	清掃作業内容	周期
ビニール床シート	1. 床面の除塵を行う。 2. 適性洗剤をむらなく塗布する。 3. ポリッシャーにて表面洗浄する。 4. 汚水を回収し、モップにて拭き上げる。 5. 乾燥後、床維持剤を塗布する。	年2回
磁器タイル ウレタン舗装	1. 床面の除塵を行う。 2. 適性洗剤をむらなく塗布する。 3. ポリッシャーにて表面洗浄する。 4. 汚水を回収し、モップにて拭き上げる	年2回
ガラス	1. 水又は中性洗剤を塗布し、スライサーにて汚水を除去する。 2. 隅に残った汚水をタオル等で回収する。	年2回
ステンレス シャッター	ケミカルを使用し研磨した後、フッソ樹脂を塗布し仕上げる。 (年6箇所)	年1回
観覧席椅子	観覧席椅子（5,000席）についていた土砂を流水洗浄し、タオル等で拭き上げる。	年2回

②大和スタジアム設備管理業務仕様書

(1) 任務

冷暖房、空気調和、電気、給排水衛生、換気の各施設その他これらに付帯する設備の保守運転を主な任務とする。従事者は、諸設備が円滑に使用できる最善の努力をはらうとともに、事故を未然に防止し、諸設備の耐用年数延長及び運転経費の節減を図らなければならない。

(2) 従業員の構成

- ① 人 員 火曜日～日曜日 6：30～21：30 常時2名以上
- ② 資 格 電気工事免許取得者以上で、弱電を含めた電気工作物の管理に豊富な知識と経験を有するものを1名とする。上記の者は、大和市電気保安規定第3条第1項3号による保守員とする。

(3) 勤務内容

- ① 設備共通事項
 - ア 定期検査、専門保守作業の立会い
 - イ 関係官庁への申請手続き、諸届け及び報告
 - ウ 機械室等における操作調整及び計機器の点検
 - エ 事故防止ならびに事故の早期発見及び報。
 - オ 従事者の可能な範囲でできる修理
 - カ 保守運転日誌等の記録及び報告
 - キ 備品、工具類の管理
- ② 冷暖房設備
 - ア 適温維持のための調整
 - イ 冷暖房装置の安全運転および点検
 - ウ 機器各部の点検手入れ
- ③ 空気調和設備
 - ア 各室内温度の維持と送風温度調整
 - イ 各室内の空気汚染防止と換気
 - ウ 軸動部の潤滑油状態の点検及び補給
- ④ 電気設備
 - ア 作業
 - 大和市電気保安規定を遵守し、統括電気主任者が電気工作物の保守のためにする指示に従い、これに付帯する設備の日常点検ならびに、運転を行うこととする。
 - イ 電気配給操作
 - 1 受電
 - 積算電力計による受電力計の電流、電圧及び力率の調整操作
 - 2 各需要線の供給、停止
 - ウ 設備点検
 - 1 母線及び配電線

2 変圧器、遮断機、保護継電器、避雷器、油入開閉器及び付帯設備

3 操作盤、配電盤、分電盤及び付属設備

4 操作回路、制御回路及び蓄電池

エ 諸測定等

積算電力計、力率測定、継電器、接地抵抗、蓄電池機器の絶縁その他。

⑤ 給排水衛生設備

ア 給排水装置及び消防装置の点検

イ 各種ポンプ及び機器各部の点検手入れ

ウ 排水及び汚水状態の監視

⑥ 換気装置設備

ア 各ファンの操作及び点検

イ 各ファンの点検手入れ

ウ 各室内の換気状態の点検

エ 廚房内の換気状態の点検

⑦ その他

ア 各機器のグリスオイルの補充

イ 各機器のVベルトの調整

③大和スタジアム年間保守管理業務仕様書

(1) 簡易専用水道検査

法令（水道法、簡易専用水道法、ビル管理法）回数の年1回実施。

(2) 飲料水水質検査

法令（水道法、簡易専用水道法、ビル管理法）回数の年3回実施。

[検査の仕様]

- ① 水質検査における分析法は、厚生労働省令で定めるところによる、水質基準に関する省令に規定された方法によっておこなうこと。
- ② 検査項目は、厚生労働省令で定めるところに上げられる項目とする。

(3) 受水槽清掃

法令（水道法、簡易専用水道法、ビル管理法）回数の年1回実施。

受水槽（スコアーボード裏 48.75 t 有効 37.0 t）

[検査の仕様]

- ① 清掃作業は、水槽内部の水を排水し、水槽壁面、底部等を専用ブラシもしくは、高圧洗浄機などにより清掃すること。なお、水槽内機器（フードバルブ・水位検出器・ポンプ等）については、汚れ、錆などの除去を行うこと。
- ② 全ての清掃終了後、水質の簡易検査を次の項目に対して行うこと。（遊離残留塩素濃度・臭気・味・色度・濁度）
- ③ 点検作業は、水槽構造材・給水装置・各配管・水位検出器の状態、機能、動作及び取付位置等を確認点検すること。

(4) 空冷ヒートポンプPAC保守点検

年2回実施（冷房・暖房各シーズンに入る前の時期とシーズン中）

- (型式 PLFY-J112GM 冷房 10,000Kcal/h～暖房 11,200Kcal/h 17台天井埋め込み型)
(型式 PLFY-J28LMD 冷房 2,500Kcal/h～暖房 2,800Kcal/h 1台天井埋め込み型)
(型式 PLFY-J140LMD 冷房 8,000Kcal/h～暖房 9,000Kcal/h 3台天井埋め込み型)
(型式 PLFY-J56GM 冷房 5,000Kcal/h～暖房 5,600Kcal/h 4台天井埋め込み型)
(型式 PLFY-J45GM 冷房 4,000Kcal/h～暖房 4,500Kcal/h 1台天井埋め込み型)
(型式 PLFY-J71GM 冷房 6,300Kcal/h～暖房 7,100Kcal/h 5台天井埋め込み型)
(型式 PLFY-J40GK 冷房 3,150Kcal/h～暖房 3,550Kcal/h 1台天井埋め込み型)

[検査の仕様]

① 密封型圧縮機

手動運転による測定（運転電流、吸入圧力、吐出圧力）、運転時における点検（各部の音響、振動、発熱の有無）、冷凍機油点検（レベル、汚れ等）冷媒漏の点検、絶縁測定（主電導部～大地間）。以上の各作業を実施すること。

② 送風機

手動運転による運転電流の測定。運転時の点検（各部の音響、振動、過熱の有無）絶縁測定（主電導部～大地間）。Vベルトの点検（亀裂、緩み、変形）。羽根車の点検（汚れ、発錆、破損の有無）。以上の各作業を実施すること。

③ 冷媒配管

各冷媒配管、各弁類の振動、冷媒漏洩等の点検を実施すること。

④ 除塵装置

フィルターの破損、汚れ、発錆、取り付け状態の点検及び、プレフィルター清掃を実施すること。

⑤ 本体他

キャンバスコネクション、ダンパー、ドレンパン、ケーシング保護装置等の作動状態、汚れ、発錆取り付け状態の点検を実施すること。

⑥ 給油作業

送風機の羽根車軸受部に、必要に応じて給油すること。

(5) プレフィルター清掃作業

年2回実施(冷房・暖房各シーズンに入る前の時期とシーズン中)

(型式 PLFY-J112GM 冷房 10,000Kcal/h～暖房 11,200Kcal/h 17台天井埋め込み型)

(型式 PLFY-J28LMD 冷房 2,500Kcal/h～暖房 2,800Kcal/h 1台天井埋め込み型)

(型式 PLFY-J140LMD 冷房 8,000Kcal/h～暖房 9,000Kcal/h 3台天井埋め込み型)

(型式 PLFY-J56GM 冷房 5,000Kcal/h～暖房 5,600Kcal/h 4台天井埋め込み型)

(型式 PLFY-J45GM 冷房 4,000Kcal/h～暖房 4,500Kcal/h 1台天井埋め込み型)

(型式 PLFY-J71GM 冷房 6,300Kcal/h～暖房 7,100Kcal/h 5台天井埋め込み型)

(型式 PLFY-J40GK 冷房 3,150Kcal/h～暖房 3,550Kcal/h 1台天井埋め込み型)

[検査の仕様]

① 清掃作業

フィルターを取り外し、掃除機または、水洗いにて清掃を実施すること。ケーシング、グリルの清掃を実施すること。

② 点検作業

運転音の確認及び外観状態の点検を実施すること。

(6) 消防用設備等保守点検

外観、機能及び作動点検は法令(消防法)回数の6ヶ月に1回、総合点検は年1回実施。

① 消火器(粉末A B C - 10型 52本)

② 屋内消火栓設備(ポンプ 3.7Kw 1台、屋内消火栓 28箇所)

③ 自動火災報知設備(受信器 35回線、発信器 28台、煙感知器 45台、熱感知器 200台計 245台)

④ 非常放送設備(アンプ 1,800Kw 1台、区域 5区画、スピーカー 145台)

⑤ 誘導灯及び誘導標識(避難口、通路、階段 計 81台)

⑥ 消防用水(貯水量 3t)

⑦ 連結散水設備(送水口 8台、区域 2区画、ヘッド 36個)

⑧ 非常コンセント設備(系統数 1系統、コンセント 2箇所)

⑨ 専用受電設備(系統数 2系統)

⑩ 自家発電設備(原動機:ディーゼル、発電機:30KVA 1台)

⑪ 防火防煙設備(連動制御盤 7回線、感知器 14台、起動装置:防火戸用 6台、シャッター用 2台、垂れ壁用 1台)

[留意事項]

ア 点検の実施に先立ち、事前に作業工程について十分な打合せを行い、利用者に対して作業実施の予告及び作業中の注意事項等に関し、当社に協力し周知に努めるものとする。

イ 消防法及び政令、規則をよく理解してこの作業を行い、作業実施後すみやかに点検実施報告書を当社に提出するものとする。

(7) 非常用発電設備保守点検

法令（消防法、電気事業法）回数の年2回実施。

① 非常用自家発電装置 YT-35CC 〈東洋電機製造〉の仕様

[周期発電機]

ア 出力 (30KVA)

イ 電圧 (200/200V)

ウ 電流 (6.6/20A)

エ 周波数 (50Hz)

オ 回転速度 (3,000 rpm)

カ 極数 (2P)

キ 相数 (3φ3W/1φ2W)

ク 力率 (0.8)

ケ 保護、冷却方式 (保護形 〈JP20〉・自由通風型 〈JC0〉)

コ 励磁方法 (制止励磁)

サ 絶縁種類 (電機子B種・界磁B種)

[エンジン]

ア 機関メーカー (ヤンマーディーゼル社)

イ 名称 (4TN82L-RGH)

ウ 形式 (立形水冷4サイクル)

エ 定格出力 (42PS)

オ 回転速度 (3,000 rpm)

カ 平均有効圧力 (6.93kg/cm²)

キ 総行程容積 (1,816cc)

ク 冷却方法 (ラジエーター方式)

ケ 排風量 (57m³/min)

コ 冷却ポンプ吐出量 (471/min)

サ 燃焼室形式 (直接噴射式)

シ 燃料油 (軽油)

ス 燃料消費量 (7.71/h)

セ 燃料タンク (30l)

ソ 潤滑方法 (強制循環式)

タ 潤滑油量 (8.6l)

チ 始動方法 (電気始動式)

ツ セルモーター (12v 2.0kw)

テ バッテリー容量 (12v 100Ah)

ト 塗装色 (2・5Y9/1)

② 点検の仕様

原動機、発電機等各設備について次のとおり点検を行うこと。

ア 蓄電池設備（制御盤、起動用蓄電池）

外観点検、端子の弛緩、液面点検、比重計測、単池電圧、3回目起動前電圧及び充電設備の機能

イ 原動機

調速装置、燃焼装置、減速機等の整備、保護装置機能点検、注油等

ウ 発電機

カップリング、ケーブル、基礎ボルト等

エ 操作盤

端子の弛緩、ヒューズ、表示灯、接地状態、繼電器、遮断器、シーケンス試験、絶縁抵抗測定、その他連動機器との動作確認

④大和スタジアム管理業務仕様書

(1) 管理部門

① 窓口対応

- ア 利用承認書の確認（チーム名、日時）
- イ 利用者への対応（諸注意事項等の説明）
- ウ 電話の対応
- エ 施設案内（軽微）
- オ 機械警備のセット・解除操作
- カ ナイター照明操作（点灯・消灯）
- キ 防球ネット操作及び補修（軽微）
- ク 早朝使用時の駐車場カギの解除（出勤時に対応）
- ケ 放送関係の操作（軽微）
- コ スコアーボードの取扱い説明及び指導（軽微）

(2) 作業部門

① グランド使用前後の指導・整備（地下練習場含む）

- ア ライン引きの指示
- イ グランド整備の指示
- ウ 整備用具の指示及び整理整頓

② 整備室・倉庫等の用具の清掃及び整理整頓

③ ダッグアウト

床面・ベンチ・棚の水清掃

④ 外野前スタンドの芝刈りの補助作業

⑤ 雨天時のシート掛け・剥がし作業

⑥ トラクター関係の運転作業・清掃・修理等（軽微）

⑦ 大会・イベント時のゴミ清掃作業の指導・補助（1・2階、場外）

⑧ 施設、設備の点検・修理（軽微）

⑤大和スタジアム夜間警備業務仕様書

1. 契約対象物件

名 称 大和スタジアム

2. 業務提供の方法

S P アラームシステム

3. 警備用機器

別紙「機器設置リスト」参照

4. ① 通信回線の種別

断線監視サービスを付加した一般公衆回線使用

② 前号において一般公衆回線を使用する場合、異常情報送信のために使用される電話は次のとおりとする。

電 話 器 **直営**・自営

電話局名 大和局

電話番号 046-267-0410

電話種類 **単独**・ボタン電話・交換器、切換(有・**無**)

5. 業務の種類

① 防 犯（盜難及び不良行為の予防若しくは早期発見及びその拡大防止）

警備時間 午後10時30分～午前8時30分（毎日）

午前8時30分～午後10時30分（休場日）

② 火災異常監視業務（消防機関への通報及び緊急対処<常時>）

6. 本仕様書に定めのない業務実施に関わる事項については必要の都度、協議の上、文書にて取り決めるものとする。

警備用機器設置リスト（レンタル）

機器名称	個数
コントローラーMX	1
フラッシュランプ	1
インフラッドセンサー	2 2
インフラッドセンサー	1 1
インフラッドセンサー	1
パワーユニット	1
ポインター	3
外部カードリーダー	1
コントローラーアダプタ	1
タイマー	1
リレーボックス	1
断線監視アダプタ	1
断線送信ユニット	1
(設備)	
自火報結線	1
結線コード	1
自動火災報知設備	1

⑥大和スタジアムエレベーター保守点検業務仕様書

業務の内容

エレベーターの正常な運転機能を維持するため、計画的に技術員を派遣するとともに常に遠隔監視を行い、適切な点検とプログラムによる整備を行い、また、必要な場合には機器を構成する部品の修理又は取替を行う。

対象エレベーター	品名形式	台数
	日立インバータ制御式油圧乗用エレベーター H P F - 1 1 - C O 4 5 (2 stop)	1台

1 点検

監視装置による遠隔定期診断と必要に応じた技術員の巡回点検をプログラムで組み合わせ、エレベーター各部を点検し、必要に応じて調整、注油等を行う。

2 整備

装置の稼動状態に適応したプログラムによる整備を行う。

3 遠隔監視診断

24時間機器を遠隔監視診断し、異常や不具合発生時には、出動、対策を行う。

〔監視項目〕

- ①閉じ込め故障
- ②起動不能故障
- ③安全装置動作
- ④電源系統異常
- ⑤走行異常
- ⑥ドア開閉異常

〔診断項目〕

- ①接触器動作状態
- ②制御用マイコンの状態
- ③ドア開閉状態
- ④かご着床状態
- ⑤運転性能

4 異常時の通話機能

閉じ込めなど異常時には、エレベーターかご内と指定管理者の事務室又は保守点検業者の管制センター等との間で直接通話することが出来るようとする。

5 檢査立会い

法に基づく定期検査の立会いを行う。

6 故障対策

24時間出動体制をとり不時の故障に対し、対応します。

7 作業の対象

区分	作業の対象(装置名)	主な作業内容
機械室	環境状況	室温確認
		機械室出入り口・室内状況点検
		機械室整理整頓
		非常用工具・消火器の確認
		常備工具・常備部品の確認
	制御盤	主接触器の動作状態点検
		盤内機器の外観点検
		主接触器接点点検
		各リレー動作状態点検
		冷却ファン点検
		各ターミナル確認
		各端子確認
		ヒューズ取替
	電動機	電動機温度確認
		電動機運転状態点検
		ロータリーエンコーダ回転音点検
		電動機口出し線点検
	油圧機器	電磁バルブ確認
		各部油漏れ・異常音点検
		油圧配管・継手・高圧ゴムホース点検(注1)
		油圧機器各ボルト確認
		オイルパン点検
		タンク外観点検
		作動油(量・温度・白濁・汚れ)点検
		油戻り状況点検
		ストレーナ清掃、点検
		ドレンフィルタ清掃、点検
		冷却器運転状態点検(注1)
		冷却器用ストレーナ清掃、点検(注1)
かご	運転状態	乗心地・振動・異常音点検
		着床状態・レベル点検
	外部への連絡装置	呼出し通話確認
	停電灯装置	点灯・照度確認
	内装・照明・ファン	各機器点検
		天井扇回転状態点検
	操作盤・表示ランプ	押ボタンスイッチ動作確認
		かご内停止・各操作スイッチ動作確認
		かご位置表示装置点検
	かごの戸・敷居	かご・乗場の戸当りゴム点検
		乗場とかご敷居との隙間測定
		かごの戸相互間・戸と前柱間隙間測定
		ハンガーローラ・レール清掃、点検

(注1) 装置付の場合の作業内容

区分	作業の対象(装置名)	主な作業内容
かご	かごの戸・敷居	振れ止めローラ点検
		駆動ロープ清掃、点検、グリス塗布(注1)
		係合装置清掃、点検、注油
		閉め安全装置・過負荷ドア反転装置・
		かごの戸シュー点検
		係合子と係合ローラ相互位置点検
	戸閉め安全装置	戸閉め安全装置動作点検
		光電装置動作点検(注1)
		過負荷ドア反転装置動作確認
かご上	かご上環境状況	汚損状態点検、清掃
	戸の開閉装置	戸の開閉装置運転状態点検
		制御機器点検
		駆動機構点検
		モータのブラシ・コンミ点検
	ガイドシュー・ローラ	ロータリーエンコーダ点検(注1)
		かご上・プランジャーのガイドシュー・
		かご上・つり合おもりガイドシュー・ ローラ点検(注1)
	給油器(オイラー)	給油器点検、注油
	かご上機器	かご上停止・操作スイッチ動作確認
		かご器具ボックス内部点検、確認
		天井扇清掃、注油
乗場	戸の開閉状態	音・振動・開閉速度点検
	乗場の戸・敷居	乗場の戸・三方枠外観点検
		戸クローザ機能・自閉力点検、注油
		ハンガーローラ・レール清掃、点検
		振れ止めローラ点検
		駆動ロープ清掃、点検、グリス塗布
		戸のシュー点検
		乗場の戸相互間・戸と三方枠間隙間測定
		乗場の戸廻りボルト確認(ポケット・敷居)
		係合装置取付ボルト確認
	ドAINター ロックスイッチ	ロック機構点検
		スイッチ動作点検
	乗場ボタン・ 表示ランプ	インジケータ・押ボタン点検(ランプ含)
		ホールランタン点検(注1)
昇降路 ・ピット	環境状況	昇降路環境状況点検
	ピット内汚損状況・各機器点検	
	ピット内清掃	
	かご・おもり吊り車	かご・おもり吊り車回転音点検(注1)
		かご・おもり吊り車溝点検(注1)

(注1) 装置付の場合の作業内容

区分	作業の対象(装置名)	主な作業内容
昇降路 ・ピット	主・調速機ロープ	主ロープ取付部点検
		各ロープ錆・素線切れ点検
	ガイドレール	各部点検
		レールブラケット・アンカーボルト確認
	つり合おもり	各部点検(注1)
		押え金具確認(注1)
	リミットスイッチ	取付状態点検
		動作確認
	非常止装置	非常止装置清掃、点検、注油
	移動ケーブル	走行状況点検
		傷・変形点検
	プランジャー・ シリンダー	プランジャープーリ点検(注1)
		ジャッキグランド部清掃、点検
		プランジャー傷・錆・汚れ状態点検
	調速機	回転状態点検(注1)
		各ピン部清掃、点検、注油(注1)
		スイッチ点検(注1)
		減衰効果測定(注1)
		配線端子・ターミナル確認(注1)
	テンションプーリ	調速機テンションプーリ溝清掃、点検(注1)
昇降路 ・ピット	昇降路・ピット内機器	ロータリーエンコーダ取付状態点検
		ピットスイッチ点検
		油戻しポンプ運転状態、フィルタ点検(注1)
	緩衝器	緩衝器固定状況点検
		オイルバッファ油量点検(注1)
	かご下機器	かご下ガイドシュー・ローラ点検
		かご下プーリ点検(注1)

(注1)装置付の場合の作業内容

意匠関係の清掃(注2)

作業の対象	周 期	作 業 の 内 容
三方枠 操作盤 戸・側板 シル	定期作業	ほうき又はウエス、ハンディモップ等を使用しての清掃
戸閉め安全装置 かご位置表示装置 天井清掃 天井照明カバー ドアカバー *ビジョンガラス	年1回集中作業	クリーナやハンディモップ等を使用しての清掃 (*ビジョンガラス不付きの場合は除く)

(注2)いずれの場合も油性インク、ボールペン等による汚れの除去及び傷の補修は除外します。

8 機器を構成する部品の修理又は取替項目

区分	修理の対象(装置名)	主な修理又は取替項目
機械室	制御盤	バッテリー取替
		リレー取替
		コンデンサー類取替
	電動機	電動機巻線絶縁処理
		各軸受ベアリング取替
		ロータリーエンコーダ取替
	油圧機器	ポンプ修理
		バルブ取替
		電磁コイル取替
		ユニットOリング取替
		ストレーナ取替
		高圧ゴムホース取替(注3)
		作動油取替
		作動油冷却装置取替(注3)
		ビクトリックジョイントラバーリング取替
かご	外部への連絡装置	インターホンバッテリー取替
	停電灯装置	停電灯バッテリー取替
		停電灯ランプ取替
	操作盤	操作盤スイッチ類取替
	かごの戸	ハンガーローラ取替
		駆動ロープ(ベルト)取替
		スイッチ取替
	戸閉め安全装置	コード取替
		スイッチ取替
かご上	戸の開閉装置	駆動モータベアリング取替
		ロータリーエンコーダ取替
		駆動ベルト取替
		スイッチ取替
	ガイドシュー・ローラ	ガイドシュー・ローラ取替
乗場	かご上機器	ポジテクター取替
乗場	乗場の戸	ハンガーローラ取替
		駆動ロープ取替
		ドアインターロックスイッチ取替
	乗場ボタン	押ボタンスイッチ取替

(注3) 装置付の場合の修理又は取替項目

区分	修理の対象(装置名)	主な修理又は取替項目
昇降路 ・ピット	かご・おもり吊り車	かご吊り車ベアリング取替(注3)
		おもり吊り車ベアリング取替(注3)
	主・調速機ロープ	主ロープ切り詰め・取替
		調速機ロープ切り詰め・取替(注3)
	移動ケーブル	移動ケーブル取替
	昇降路・ピット内機器	ロータリーエンコーダ取替
	調速機	軸受ベアリング取替(注3)
	テンションプーリ	テンションプーリベアリング取替(注3)
	プランジャー・ シリンダー	グランド部ダストシール取替
		グランド部パッキン取替
		プランジャーパーリベアリング取替(注3)

(注3)装置付の場合の修理又は取替項目

9 除外事項

- 次の事項は、本仕様書の修理及び取替作業には含まれません。
- (1) 意匠部品（乗かご、三方枠、かご床タイル、敷居、操作盤、戸、その他）塗装メタキ直し、修理及び部品の取替
 - (2) 卷上機、電動機、制御盤等の機器の一式取替
 - (3) 修理又は取替の装置、機器の搬出入に必要な建築関係の工事
 - (4) 昇降路周壁及び建屋部分の改修
 - (5) 諸法規の改正又は、官公庁の命令及び要求により、現状の仕様変更や改造等が生じた場合の工事
 - (6) 不注意、不適当な使用・管理により発生する修理又は取替
 - (7) 地震等天災地変、その他の不可抗力により生じた一切の復旧

⑦大和スタジアム自動ドア保守点検業務仕様書

1 業務の内容

大和スタジアムの自動扉開閉装置（ナブコドアオペレーター）の保守点検

2 保守点検の対象となる設備

(1) 機種及び台数

ナブコ DS 型ドアエンジン 3 台

(2) 付 属 機 器

操作スイッチ、コントロール BOX、油圧（または空気）、配管電気配線その他ドアオペレーターについて指定管理者の施工したもの一切を含む。

3 点検回数

定期保守年4回（6月、9月、12月、3月）

4 保守点検整備の内容

(1) ドアエンジン装置各部の点検及び調整

(2) ドアエンジン開閉速度、クッショング作動の異常有無の点検及び調整

(3) ドアエンジン装置電気回路の異常有無の点検及び調整

(4) オイル漏れ、エアー漏れの有無の点検及び調整

(5) オイル不足、潤滑油不足の有無の点検及び調整

(6) ドアがあたっていないか、すれないないかの点検整備

(7) 消耗度のはなはだしい部品はないかの点検

(8) その他細部の点検及び調整

5 不調時の点検調整

不時の故障の際、指定管理者は直ちに技術員を派遣し必要な措置を講じる。

⑧大和スタジアムシャッター保守点検仕様書

1 委託業務の内容

- (1) 大和スタジアム内電動シャッター 32基の外観、機能、作動状況及び扉、パネル等の点検。
- (2) 点検にあたっては、シャッター取り扱い技術員を派遣する。
- (3) 点検回数 年1回

2 検査項目

(1) 外観検査

点検口の状況、降下位置障害、操作障害

(2) 機能検査

開閉機、ブレーキ装置、スプケットローラーチェーン、ワイヤーロープ、
巻取りシャフトブラケット、スラットつりもと、座板、ケースまぐさ、ガードレー
ル、制御盤、スイッチ類、主導自動閉鎖装置、絶縁抵抗しや煙装置

(3) 作動検査

降下状況、降下速度、巻き上げ状況、煙（熱）感知器

(4) その他

扉、パネル一枠、パネルの変形損傷、ヒンジドアチェック、順位調整器、把手、
錠、ヒューズの確認、バッテリー、開閉状況、閉鎖速度、煙（熱）感知器、運動
制御器

⑨大和スタジアムスコアーボード保守点検業務仕様書

1 委託業務の内容

- (1) 引地台野球場スコアーボード及びそれに係る機器の保守点検
- (2) 点検にあたっては、スコアーボード取扱い技術員を派遣する。
- (3) 点検回数 年1回以上

2 点検項目

各表示器 (各回、合計、チーム名、選手名、審判名) 表示灯 (S、B、O、H、E、F c)	機器本体の清掃等
	接続部の点検
	電圧の測定
	表示部点検
	動作試験
サブスコアーボード	機器本体の清掃等
	接続部の点検
	電圧の測定
	表示部点検
	動作試験
接続中継盤	機器本体の清掃等
	接続部の点検
	機器本体の清掃等
	接続部の点検
	電圧の測定
インターフェイス盤	機器本体の清掃等
	接続部の点検
	電圧の測定
	モニターランプ点検
	動作試験
塔時計 パルス発生器	機器本体の清掃等
	接続部の点検
	電圧の測定
	モニターランプ点検
	動作試験
得点操作盤 移動用操作盤 公式記録操作盤	機器本体の清掃等
	接続部の点検
	電圧の測定
	モニターランプ点検
	動作試験
制御盤 分電盤	機器本体の清掃等
	接続部の点検
	電圧の測定
	動作試験
	機器本体の清掃等
スコアーボード入力装置	接続部の点検
	C R T表示部の点検確認
	動作確認

⑩大和スタジアム防球ネット保守点検業務仕様書

1 委託業務の内容

- ①防球ネットが通常異常なく使用できるよう、保守点検整備を行う。
- ②保守点検業務に必要な用具及び材料は、指定管理者の負担とする。
- ③部品交換、修理等の必要が生じた場合には別途協議する。
- ④仕様書に記載のない事項については指示を得ること。
- ⑤不時の故障に際しては、可及的速やかに必要な措置を講ずる。
- ⑥保守点検の対象となる防球ネットは、保守点検項目明細によるものとする。

2 防球ネット保守点検項目明細（昇降機及び固定式）

① 点検範囲

球場外周ネット、バックネット及び風速計

②点検回数

年1回以上

③点検項目

- ・ネット昇降装置（電動モーター及びワインチの作動状況及び油差し）
- ・ガイドワイヤー、滑車、クリップの締め直し、破損状態のチェック
- ・ネット上げ下げ用ワイヤー締め直し、破損状態チェック
- ・ネット上げ下げ用ワイヤー油差し（グリス塗り）
- ・タンパックル、シャックルの締め直し
- ・ポリネット、リンク、縁取りロープの破損、ほつれのチェック
- ・ラック上のキャプタイヤーの点検
- ・ネット昇降時におけるワイヤー（滑車）のよじれチェック
- ・ラック上の金網、ネットの点検
- ・防球ネットの昇降状態
- ・風速計及び運動自動降下チェック
- ・ネット昇降操作盤点検
- ・固定ネット、ワイヤーネットの締め直し
- ・固定防球金具の締め直し
- ・ネット支柱のサビ、キズ、腐蝕等のチェック

⑪大和スタジアム場放送設備保守点検業務仕様書

1 業務の内容

大和スタジアムの非常放送設備・場内放送設備・I T V設備の保守点検

2 点検回数

(1) 非常放送設備

①外観及び機能点検 年 1回以上

②総合点検 年 1回以上

(2) 場内放送設備点検 年 1回以上

(3) ITV 設備点検 年 1回以上

3 点検項目等

(1) 非常放送設備

①外観及び機能点検

- ・ 本体及びリモコンに外観上の異常はないか
- ・ 本体及びリモコンの機能・動作に異常はないか
- ・ スピーカー・アンプ・アッテネーター等の動作に異常はないか
- ・ 停電時の動作は正常か、バッテリーに異常はないか
- ・ 総合動作試験実施
- ・ 点検結果報告書作成（消防署提出用も含む）

②総合点検

- ・ 本体及びリモコンに外観上の異常はないか
- ・ 本体及びリモコンの機能・動作に異常はないか
- ・ スピーカー・アンプ・アッテネーター等の動作に異常はないか
- ・ スピーカー音量の測定
- ・ 停電時の性能・動作は正常か、バッテリーに異常はないか
- ・ 総合調整及び簡単な修理の実施
- ・ 点検結果報告書作成（消防署提出用も含む）

(2) 場内放送設備点検

- ・ 放送架およびミキシングコンソールの清掃及び端子・コネクター部の点検
- ・ 放送架およびミキシングコンソールの性能・動作に異常はないか
- ・ マイク・ワイヤレスの動作に異常はないか
- ・ カセット・CD の動作に異常はないか
- ・ スピーカーの取付け状態に異常はないか

- ・ 各スピーカーの音量・音質に異常はないか
- ・ VCA の性能・動作に異常はないか
- ・ マイク・スピーカーの配線に異常はないか
- ・ 総合調整及び簡単な修理の実施
- ・ 点検結果報告書作成

(3) ITV 設備点検

- ・ ITV 架およびカメラ・レンズ・ケースの清掃及び端子・コネクター部の点検
- ・ カメラの取付け状態に異常はないか
- ・ ITV 架およびカメラの動作・画質・色合いは異常ないか
- ・ カメラの旋回動作に異常はないか
- ・ 総合調整及び簡単な修理
- ・ 点検結果報告書作成

4 点検機器リスト

(1) 非常放送設備

①非常・業務ロッカーアンプ	1 架
・ ラック (PA-R 4 4 1)	1
・ ミキサーユニット (EM-M 1 0 2)	1
・ AM・FMチューナー (PA-F 2)	1
・ 電子チャイム (PA-W 5 3)	1
・ CD ミュージックマシーン (MM-CD 5 0)	1
・ 非常通常操作器 (EM-E 5 6 V)	1
・ 回線追加ユニット (EM-E 5)	2
・ パワーアンプユニット (EM-A 3 6 4)	5
・ 非常電源ユニット (EM-N 1 1 2)	5
・ ニッカドバッテリー (NB-6 0)	10
・ 主電源ユニット (EM-P 1 1)	2
・ 音声警報ユニット (EM-V 5 2)	1
・ 主入力制御ユニット (EM-V 5 2)	1
・ 回線制御ユニット (EM-Y 5 2 2)	1
②リモコンマイク (PA-C 5 3)	1 台
③天井埋込スピーカー (SB-X 1 6 6、SB-B 6 8 0)	25組
④天井埋込スピーカー (SB-X 1 6 6、同AT 8 1、同B 6 8 0)	36組
⑤壁掛スピーカー (SBW-1 0 3)	16個
⑥壁掛スピーカー (SBW-1 0 3 AT)	16個
⑦天井埋込スピーカー (WS-5 8 0 0)	2個

⑧ソフトホーンスピーカー (S B - H 1 0 5 S)	28個
⑨アンテナ (S C - 1 3)	16個
⑩アンテナ (S C - 3 3)	7個
⑪アンテナ (S C - 5 3)	2個
⑫アンテナ (S C - 3 0 3)	1個
(2) 場内放送設備	
①ミキシングコンソール (P S - M 3 4 0 0)	1台
②CDチェンジャー (X L - M 6 0 3)	1台
③カセットデッキ (T D - W 6 0 3)	1台
④電力増幅器架	1式
・ ラック (P S - R 5 4 1)	4
・ V C Aユニット	1
・ 入力ジャックユニット (T Z 5 1 0 2)	4
・ グラフィックイコライザー 1 c h (P S - G 3 1 1)	1
・ グラフィックイコライザー 2 c h (P S - G 3 1 2)	4
・ チャンネルディバイダー (P S - D 3 0 0)	1
・ デジタルディレイプロセッサ (P S - D 3 0 0)	6
・ スピーカー出力パッチ盤	3
・ スピーカー出力表示盤	1
・ スピーカー回線制御盤	3
・ スピーカー回線切換器	3
・ モニターユニット (T Z - 5 1 0 1)	2
・ ワイヤレスチューナー (W T - 8 7 0 - B)	1
・ 2 c hパワーアンプ (P S - A 1 5 2)	3
・ 2 c hパワーアンプ (P S - A 3 0 0)	1
・ パワーアンプユニット (E M - A 3 6 4)	9
・ スピーカー切換ユニット (P A - X 1 3)	1
・ 主電源端子盤	4
・ ファンユニット (P S - R 4 1 3 B)	6
⑤モニタースピーカー (P S - S 2 1 0)	2台
⑥メインスピーカー (P S - S 9 0 1、同9 0 2)	2組
⑦ソフトホーンスピーカー (S B - H 1 3 0 S)	40台
⑧ワイヤレスアンテナ (W T - Q 8 1 0)	4本
⑨マイクジャック (P U - 3 1)	3個
⑩音圧測定用マイク	1台
⑪ワイヤレスマイク (W M - P 8 7)	2本

⑫ダイナミックマイク (MD-266)	2個
⑬マイクスタンド (TL-P55)	2個
⑭フェーダーボックス	1台
⑮マイク延長コード (CN-5002)	2本

(3) ITV 設備

①CCTV 架	1架
・ ラック (PA-R441)	1
・ 14型カラーモニター (TM-141S)	2
・ モニター収納架 (RK-140S)	2
・ リモートコントロールユニット (RM-P1251)	2
・ 4分割ユニット (TK-D500B)	4
・ 主電源端子盤	2
②カラーカメラ (TK-S532)	2台
③カラーカメラ (TK-S542)	4台
④フィクサー (WB-3003B)	2台
⑤10倍電動ズーム (HZ-N9100)	4台
⑥カメラハウジング	4組
・ CCTV用ファン (WB-924)	4
・ CCTV用デフ (WB-925)	4
・ CCTV用ヒーター (WB-926)	4
・ CCTV用ワイパー (WB-927)	4
⑦リレーBOX (RB-5128)	4台

詳細な点検内容については、事前にチェックリストを作成し、承認の上点検作業実施のこと。

⑫大和スタジアム野球場散水装置保守点検仕様書

1 散水装置が通常異常なく使用できるよう、保守点検整備を行う。

2 保守点検整備の範囲及び回数は次のとおりとする。

名称	呼称	数量	点検回数
スプリンクラー点検・調整工	基	9	年1回
電磁弁装置点検・調整工	台	4	〃
加圧用ポンプ等点検	台	1	〃
制御盤・操作盤点検	組	1	〃

3 保守点検業務に必要な用具及び材料は指定管理者の負担とする。

4 部品交換、修理等の必要が生じた場合には別途協議する。

5 不時の故障に際しては、指定管理者は可及的速やかに必要な処置を講ずる。

6 仕様書に記載のない事項については、別途協議する。

⑬大和スタジアム夜間照明灯保守点検業務仕様書

1 投光器の清掃

全面ガラス・反射板・本体

2 点検等（年1回以上）

(1) 投光器	本体及び取付け状態の点検 リード線の点検及び補修
(2) ランプ	点灯状態の確認 不点ランプの取替え
(3) 安定器	機能及び取付け状態の点検 不良品の取替え
(4) 殺虫器	機能、本体、取付けの状態点検 不点ランプの取替え
(5) プルボックス	本体及び取付け状態の点検
(6) ケーブル	外観及び取付け状態の点検
(7) 避雷針	接地抵抗測定 取付け状態の点検
(8) 塔（柱）	本体の状態及び接続部、地際の目視による点検
(9) 塔内灯	清掃 本体及び取付け状態の点検 不点ランプの取替え
(10) 分電盤	絶縁抵抗測定
(11) キュービックル	絶縁抵抗測定（ブレーカー2次側）
(12) グランド照明回路	点検（ブレーカー2次側）
(13) 点灯盤・操作盤	機能及び動作の点検 本体の状態及び取付け状態の点検

⑭大和スタジアムポンプ類保守点検仕様書

1. ポンプ類が通常異常なく使用できるよう、保守点検整備を行う。
2. 保守点検整備の範囲及び回数は次のとおりとする。
 - (1) ポンプ（ポンプ保守点検明細書のとおり、本体以外の水系統、配管は除く）
 - (2) 電気関係は、二次側配線以降（年1回以上）

ポンプ保守点検明細書

名 称	メー カー	形 式	台 数	点検回数
給水ポンプ	テラルキヨクトウ	AX-80VFP504	1組	1回以上
消化栓ポンプ	〃	NKP-KB-MKF	1台	1回以上
スプリンクラーポンプ	〃	M100-III-2	1台	1回以上
排水ポンプ	〃	50 SVCT	2組	1回以上

3. 保守点検作業内容

(1) 汎用ポンプ関係

- ① 起動状態のチェック
- ② 揚水量、揚程のチェック
- ③ 振動、騒音のチェック
- ④ 過負荷
- ⑤ グランドパッキン部の漏水
- ⑥ メカニカルシールの漏水

(2) 水中ポンプ関係

- ① 起動状態のチェック（3Eリレー、2Eリレー、サーマルリレー）
- ② 揚水量、揚程のチェック
- ③ 振動、騒音のチェック
- ④ 過負荷
- ⑤ 絶縁

4. 不時の故障に際しては、指定管理者は可及的速やかに必要な処置を講じる。

5. 本契約履行に必要な材料は次のとおりとし、指定管理者が用意する。

(1) 清掃用ウェス

(2) 補充用グリース（油）

6. 次の各項は本業務の範囲外とする。

- (1) 水質検査及び水質不良による水処理
- (2) 移設改造、新規部品の取付け

7. 本仕様書に記載ない事項については、別途協議とする。

⑯大和スタジアムラバーフェンス保守点検業務仕様書

委託業務の内容

- (1) ラバーフェンスが通常異常なく使用出来るよう、保守点検調整等を行う。
- (2) 保守点検業務に必要な用具および材料は指定管理者の負担とする。
- (3) 部品の交換、修理等の必要が生じた場合には別途協議する。
- (4) 仕様書に記載のない事項については、別途協議する。
- (5) 不時の故障に際して、指定管理者は可及的速やかに必要な処置を講ずる。
- (6) 保守の対象となるラバーフェンスの点検項目は、別記明細書によるものとする。

ラバーフェンス保守点検明細書

点 檢 の 名 称	点 檢 の 箇 所	点 檢 回 数
ラバーフェンス切り裂き有無点検	ラバーフェンス及び施工部分	年1回以上
ラバーフェンスフラットバー点検	〃	〃
ラバーフェンス塗膜点検	〃	〃

⑯大和スタジアム人工芝管理業務仕様書

1 ロングパイル人工芝生部分

充填材の補充とレベリング専用機による充填材表層の搅拌、及びレベリング作業を行なう。更に、倒伏したパイルの起こし作業も行う。

2 アンツーカ周りのロングパイル人工芝生部分

ロングパイル用のレベリング機やホグシ機にて、充填材をほぐして、表層部の充填材及び混入したアンツーカを取り除き、新しい充填材を補充する。

3 アンツーカの整備

アンツーカの不純物を取り除いた後、補足材を全体に散布、下層部と分離しないよう搅拌し、塩化カルシウム及び水を散布しながら、ローラー及びプレートランマーにて十分固める。また、マウンドについては、荒木田を混入し、適度な硬さを保つように仕上げる。

※ 作業回数は、年2回以上行うものとする。

※ 作業内容については、対象物の状況に応じて上記1～3を選択、組み合わせて実施すること。

人工芝	商品名	アストロ S L P R O
素 材	ポリエチレン モノフィラメントヤーン	
パイル長	60 mm	
充填材	特殊調整珪砂 + 粒度調整ゴムチップ	
範 囲	アンツーカ部分を除く全面	

①宮久保野球場グラウンド整備業務仕様書

1. 業務の場所

(1) 宮久保野球場

2. 業務の内容

グラウンドの土質改良、整地、転圧、不陸修正、軽作業等

3. 業務日時

1月6日から3月31日までの期間内で整備予定表を作成のうえ行う。

時間：午前8時30分から午後5時までの範囲内

4. 業務の実施にあたり、火災その他事故の発生がないよう十分注意すること。

②宮久保野球場管理業務仕様書

1 業務内容

(1) 施設の整備・清掃

- ①管理室、トイレ、物置、場内、園内の清掃
- ②とんぼ・ブラシによる整備
- ③散水
- ④除草
- ⑤植え込み剪定

(2) 施設の施錠

(3) 点検及び監視

- ① 水道、ベンチ、ゴミ箱等の場内・園内の施設を点検し、破損、危険箇所の発見に努め、事故発生を未然に防止すること。
- ② 条例その他により禁止されている行為（植物の採取、公園の損傷・汚損、立ち入り禁止域への立入、広告物の表示、火の使用等）や、危険行為があった場合は注意を行うこと。

2 業務日時

12月29日から1月3日まで、及び宮久保野球場の休場日を除く毎日

時間 午前8時30分から午後5時30分まで

(6月15日から9月15日は、午後6時30分まで)

3 人 員

1名以上（宮久保スポーツ広場との兼務可）

4 その他の

業務の実施にあたっては、事故のないよう十分注意すること

①宮久保公園管理運営業務仕様書

1 業務内容

指定管理者の行なう業務は、公園全体の運営業務及び公園施設・園地の点検、整備、清掃等の維持管理業務です。

2 運営業務

スポーツ・レクリエーションなど、公園がもつ様々な機能を十分に発揮させ、市民が利用しやすいようにサービスを向上させるものです。

(1) 園地の運営について

①巡回、巡視

- ・公園内の防犯上又は安全を確保するため、定期的な巡視・巡回を行うこととします。巡視・巡回にあたっては、定期に行うとともに、利用者への安全を図るために犬の放し飼いの注意等には十分に気を配って行ってください。

②光熱水費等

- ・運営上必要となる光熱水費、電話料金等は指定管理者の負担となります。

③拾得物・残置物の処理

- ・拾得物は拾得物台帳を作成し、所轄の警察署に届けること。
- ・園内に残置された自動車、自転車で持ち主が不明であり、明らかに廃棄物と判断されるものについては一定期間保管した後処分すること。
- ・廃棄したものかどうか疑わしい場合は一定期間、撤去要請の告示（張り紙）をした後所有者が不明の場合に処分する。
- ・園内に不法に放置されている車両については、所有者確認・撤去指導等必要な処理を行い、処理については都市公園法に準拠して実施すること。

④緊急対応体制の確立

- ・事故や災害などに迅速かつ的確に情報を伝達するとともに対応できる態勢を確立すること。
- ・利用者の健康と安全に細心の注意を図ること。
- ・退場時は、厳重な注意を払い、事故及び盗難防止のため火気の始末及び施錠を行うこと。
- ・事故が発生した場合は被害者の救済、保護などの必要な応急措置を講じるほか、二次災害の発生防止に努め、状況に応じ市及び関係官公署に連絡するなど適切な措置を講じ、事故発生後7日以内に書面で市に報告を行うこと。
- ・火災その他不可効力の発生により施設等が危険にさらされ又はさらされるおそれがあるときは、速やかに利用者等を安全な場所に避難させ、施設の休場等の措置をとるとともに、市及び関係官公署に連絡するなど適切な措置を講じ、事故発生

後7日以内に書面で市に報告を行うこと。

- ・各種気象警報が発令された場合、速やかに施設内点検を実施し、状況を把握した上、事故や災害を防止するための対策を講じること。
- ・施設及び備品の滅失又はき損その他重大な事故が発生したときは、速やかに市へ連絡を行い、事故発生後7日以内に事故発生等報告書により報告すること。

⑤閉鎖時の周知

- ・臨時休業等やむを得ず閉鎖する時は、利用者及び関係者・関係機関等に事前連絡の上適切なる周知を図ること。

⑥市民要望等の対応

- ・市民要望等の受付簿を作成し、要望内容の改善に努めること。

⑦利用者への指導、事故の防止

- ・危険な行為による事故の防止や他の利用者への迷惑行為の防止のために利用状況を適宜把握し、必要に応じて利用指導を行うこと。

⑧盲導犬、介助犬の扱い

- ・身体障がい者が利用する場合において、原則として身体障がい者盲導犬、介助犬を同伴することを拒んではいけない。

⑨ホームレスの取り扱い

- ・ホームレスが起居の場所として使用し、一般の利用者の適正な利用が妨げられている場合は、関係機関と協力して必要な措置を取ること。

⑩公園園地の占用許可、使用許可は大和市が行う。

(2) 有料施設の業務等について

①受付業務

②利用料金徴収業務

- ・帳簿等を用いて、当日の利用料金収入を整理すること。

③利用料金の免除

- ・大和市都市公園第39条の規定に基づき、利用料金の全部又は一部を免除することができます。詳しくは、大和市都市公園条例及び同施行規則を参照すること。

④防犯・防火対策

- ・施設の出入り口門扉、トイレの施錠、開錠等の点検・確認及び鍵の適正な管理を行いました、退場時には特に火気の始末に留意する。
- ・消防設備の配置状況の把握、日常点検を行うとともに消防署の査察等がある場合は、立ち合いの上、必要な是正措置を講じる。
- ・災害時は市民の安全を確保し迅速かつ的確に避難誘導を行う。

⑤利用者指導・事故の防止等

- ・危険な行為による事故の防止や他の利用者への迷惑行為の防止のために使用状況を適宜把握し、必要に応じて利用指導を行う。

⑥入場制限

次のいずれかの一つに該当する場合は入場しようとするものを入場させずまた、入場者を退場させる事ができます。

- ・泥酔者
- ・伝染病の疾患であると認められるもの
- ・他人に危害を及ぼし又は他人の迷惑となる物品もしくは動物を携帯する者
- ・他人に不快感を与える恐れのある者
- ・この施設を利用することがその者にとって危険であると認められる場合

⑦休場日等の変更

- ・必要に応じ、市の承認を受けた上で、有料施設の休場日又は休場時間を変更することができます。この場合、指定管理者の責任において周知し、利用者からの問い合わせ等に応じられるようにすること。

※ 利用の受付、利用料金の収受、及びそれらに付帯する業務は、引地台野球場で行う。

3 維持管理業務

公園利用者が安心して施設を利用でき、快適かつ楽しく園地を利用できるように常にこれらを適正な状態に維持するものです。内容や回数等は別表の基本管理表に記載しています。

(1) 園地広場等

園地広場、施設については次の業務を行うこと。

- ・落葉時期は舗装園地や施設周辺を中心に定期にプロアー等による清掃を行うこと。
- ・風の強い日は、周辺の砂埃の飛散対策をして適宜散水を行うこと。
- ・定期に園地及び施設の巡視点検、清掃(ごみ拾い等)を行うこと。
- ・舗装等の凹凸や水溜りは隨時修復すること。
- ・隣地、道路に枝等が越境しないよう留意すること。
- ・植栽等が隣地または利用者に危害を加えるおそれのある場合については、市と協議の上対応すること。
- ・枯れ枝、病損枝、支障枝の除去及び整枝に留意し、樹木の健全な育成と景観のバランスを考慮し、管理すること。
- ・植え込み地等の除草を定期に行うこと。ただし、除草剤は極力しようしないこと。
- ・低木の刈り込みを適期に行うこと。
- ・植栽地における病害虫の発生状況の点検及び初期防除に努めることとし、発生の際は、極力薬剤散布によらない方法により対処すること。
- ・やむを得ず薬剤を散布する場合は、事前及び事後に利用者、近隣住民等へ周知し、周囲への飛散により健康被害を及ぼすことのないように最大限配慮すること。
- ・枯損植物、実生植物、枯れ枝、支障枝等は除去すること。
- ・新たな植栽を行う場合（花壇作りを含む）は、施設の趣旨及び雰囲気に合うもの

を選定すること。

- ・照明灯の不点、電気機械施設の故障等については速やかに修繕を行うこと。
- ・各種サイン、案内板などの板面清掃を定期に行うこと。
- ・トイレについては、日常的に施設の点検及び床面と便器等の衛生機器の洗浄清掃、消耗品も欠落しないよう常に施設を清潔かつ正常に維持すること。また、施設の状況により日常清掃と定期清掃を適宜組み合わせて実施すること。
- ・ベンチ、テーブル、手すりの清掃を隨時行うこと。

5 その他

①管理報告書

- ・1日の業務内容(巡回・巡回、点検、修繕、清掃、その他維持管理作業、窓口運営等)や市民対応など特記事項を記した日報等を作成すること。

②施設簡易修繕

- ・塗装、漏水、ガラス破損、機器、建具調整等の簡易な修繕を行うこと。ただし、1件130万円(消費税及び地方消費税を含む)以上のものは、別途協議のうえ大和市が負担する。

③ごみの分別処分

- ・園内から発生したごみは分別収集して処分すること。
- ・一般ごみ(可燃ごみ)、不燃ごみは、適正に搬出処分し、資源ごみ(ビン、缶、ペットボトル等)はそれぞれの回収と再利用を行っている処理業者に処分されること。
- ・刈草、剪定枝等については、再資源化施設に持ち込むものとし、マニフェストにより適切に管理すること

④注意報・警報等が発令された場合の対応

- ・荒天が予想される場合には事前に備品などの固定・収納を行うこと。
- ・荒天後は園内を巡回し、災害の有無を点検し、重大な事故がある場合には速やかに大和市に報告を行うとともに2次災害を引き起こさない処置を行うこと。
- ・光化学スモッグ注意報が発令した場合は、利用者に注意を喚起し、警告すること。

⑤用地の保全

- ・公園外周の境界杭や不法占用の有無等の状況を把握し、異常があった場合は隨時大和市に報告すること。

⑥ドクターヘリへの対応

- ・本公園の野球場は、大和市指定のドクターヘリ離発着場に指定されているため、連絡を受けた時は必要な対応をするものとします。

⑦ 協議

- ・指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議し決定すること。

別 表

宮久保公園基本管理表

管 理 項 目		管 理 基 準			備 考
		対 象	規 模・単 位	年回数等	
巡回	日常巡回	園内及び施設	1式	毎日	
	定期巡回	園内及び施設	1式	1回／月	職員
	年末年始巡回	園内及び施設	1式	6日	
清掃	日常清掃	園内、道路・園路沿い	1式	2回／週	
		便所等	1式	2回／週	
	ゴミ処分	ゴミ箱等	1式	2回／週	
	排水施設	園内側溝等	1式	適宜	
刈込み	寄植 高さ 1.0m内外	道路・園路沿い	530 m ²	1回／年	
浄化槽 合併式 28人槽	法定検査	浄化槽	1式	1回／年	
	維持管理	浄化槽	1式	6回／年	
	完全清掃	浄化槽	1式	1回／年	
植木植栽等	低、中、高木 基本剪定	常緑、落葉樹	109本	1回／2 ～5年	

①宮久保スポーツ広場グラウンド整備業務仕様書

1. 業務の場所

(1) 宮久保スポーツ広場

2. 業務の内容

グラウンドの土質改良、整地、転圧、不陸修正、軽作業等

3. 業務日時

1月6日から3月31日までの期間内で整備予定表を作成のうえ行う。

時間：午前8時30分から午後5時までの範囲内

4. 業務の実施にあたり、火災その他事故の発生がないよう十分注意すること。

②宮久保スポーツ広場管理業務仕様書

1 業務内容

(1) 施設の整備・清掃

- ①管理室、トイレ、物置、場内、園内の清掃
- ②とんぼ・ブラシによる整備
- ③散水
- ④除草
- ⑤植え込み剪定

(2) 施設の施錠

(3) 点検及び監視

- ① 水道、ベンチ、ゴミ箱等の場内・園内の施設を点検し、破損、危険箇所の発見に努め、事故発生を未然に防止すること。
- ② 条例その他により禁止されている行為（植物の採取、公園の損傷・汚損、立ち入り禁止域への立入、広告物の表示、火の使用等）や、危険行為があった場合は注意を行うこと。

2 業務日時

12月29日から1月3日まで、及び宮久保スポーツ広場の休場日を除く毎日

時 間 午前8時30分から午後5時30分まで

（6月15日から9月15日は、午後6時30分まで）

3 人 員

1名以上（宮久保野球場との兼務可）

4 その他の

業務の実施にあたっては、事故のないよう十分注意すること